



ゆり

Power Alliance Tax Accountant Office
 パワーアライアンス税理士事務所

News

編集発行人

パワーアライアンス税理士事務所
 税理士 若杉 治
 〒151-0073
 東京都渋谷区笹塚3-37-1
 第1花井ビル2F
 TEL 03 (5365) 4744(代)
 FAX 03 (5365) 4745
 E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

7月

(文月) JULY

20日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	.

ワンポイント「環境性能割」の廃止

自動車税・軽自動車税の「環境性能割」は、自動車の取得時に燃費性能などに応じて課税される仕組みでしたが、米国の関税措置が国内の自動車産業に及ぼす影響を緩和することや、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減・簡素化する観点から、今年3月末をもって廃止されました。

7月の税務と労務

- 国 税／6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税／納期の特例を受けた源泉所得税（1月～6月分）の納付 7月10日
- 国 税／所得税予定納税額の減額承認申請 7月15日
- 国 税／所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日
- 国 税／5月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税／8月、11月、2月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 7月31日
- 地方税／固定資産税（都市計画税）第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務／社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労 務／労働保険料（概算・確定）申告書の提出、納付（全期・第1期分） 7月10日
- 労 務／障害者・高齢者雇用状況報告 7月15日
- 労 務／労働者死傷病報告（4月～6月分） 7月31日

含み益が大きな資産の譲渡は年内実行が有利？ 所得税版ミニマムタックス課税の強化

「1億円の壁」を背景に導入されたミニマムタックス課税制度。

主な対象者は超富裕層ですが、高額不動産の売却やM&Aなどで分離課税の所得が大きくなるケースでは、思わぬ追加課税につながる可能性もあります。制度の仕組みと令和8年度税制改正による変更点、注意すべきポイントを紹介します。

これまでの制度内容

合計所得金額が1億円を超えるような高所得者層では、総合課税における高い累進税率よりも、税率が低い分離課税が適用される所得の割合が高いこと等により、所得税負担率が低下する、いわゆる「1億円の壁」が問題となっていました。

そこで、概ね30億円を超えるような高い所得を対象として、最低限の負担を求める「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化」措置（「ミニマムタックス課税」）が令和5年度税制改正で導入され、令和7年分の所得税から適用されています。

この制度は、具体的には、①通常の所得税額と、②（合計所得金額△特別控除額（3・3億円）×22・5%を比較し、②が①を上回る場合に差額分を納税することとなります。概ね30億円以上の所得で本制度に該当することとされていますが、分離課税の所得だけの場合には10億円程度の所得でも適用対象となる可能性があります。

改正の内容

まだ始まったばかりの制度ですが、令和8年度税制改正において、令和9年分以降の所得について改正が行われました。

改正により、特別控除額が3・3億円↓1・65億円に下がります。税率は22・5%↓30%に上がります。改正後は概ね6億円以上が本制度に該当する可能性がある所得とされますが、分離課税の所得だけの場合には3・4億円程度の所得でも適用対象となる可能性があります。

改正前の基準から適用対象となるバーが大幅に下がるため、税率の低い分離課税の所得が大きくなるケースで注意が必要です。含み益の大きな不動産や有価証券の売却を検討している場合は、令和8年中と令和9年以降のいずれの譲渡になるかで、税負担が大きく異なります。

影響額はどのくらい？

次頁にて影響額を試算しています。まず、現行ルールにおいて

では、総合課税の所得がゼロの場合で約10・4億円から、総合課税の所得が5千万円で約11・3億円から、それぞれミニマム課税の対象となります。このバーを越えた所得に対して7・185%（22・5%△分離課税の15・315%）の税額が追加で発生します。この事例では、総合課税の所得が増えることでバーが9千万円増加していることがわかります。

一方、令和9年以降においては、総合課税の所得がゼロの場合で約3・4億円から、総合課税の所得が5千万円で約3・6億円から、それぞれミニマム課税の対象となります。このバーを越えた所得に対して14・685%（30%△分離課税の15・315%）の税額が追加で発生します。この事例でも、総合課税の所得が増えることでバーが2千万円増加していますが、現行ルールと比較しバーの上昇は緩やかであるため、よりミニマム課税に該当する可能性は高まります。

さらに、ミニマム課税においては、次のような盲点にも注意

が必要です。

試算の「③基準所得金額」は、確定申告不要制度を選択しようとした上場株式等の配当所得・利子所得や、源泉徴収有りの特定口座の所得も合算して算出をします。ミニマム課税に該当する、または該当する可能性がある場合には、これらの所得もすべて含めて追加の所得税額を計算する必要があります。

また、ミニマム課税に該当して追加の所得税額が生じることとなる場合、多額のふるさと納税を行い、少しでも税負担を減らしたいと考えるかもしれません。しかし、寄附金控除で、「⑤通常の所得税額」は下がりますが、結果、「⑥追加の所得税額」が同額増加しますので、実質的に寄附金控除による節税効果はなくなります。

ミニマム課税に該当する場合の対策は限られるため、大きな分離課税の所得は令和8年中に実現させる、また、所得の実現時期の分散が可能な上場株式等の譲渡は複数年に分けて実現させるなどの検討が必要となります。

【現行ルール】

(単位：円)

総合課税がゼロの場合

①総合課税の所得金額	0	0
②分離課税の所得金額	1,000,000,000	1,040,000,000
③基準所得金額 (①+②)	1,000,000,000	1,040,000,000
④ (③－3.3億円) × 22.5%	150,750,000	159,750,000
⑤通常の所得税額 (③に係る所得税・復興特別所得税)	153,150,000	159,276,000
⑥ミニマム課税適用による追加の所得税額 (④－⑤) (④－⑤ ≤ 0の場合は特例適用なし)	0	474,000

約10.4億円からミニマム課税の対象になる

バーが9千万円増加

総合課税の所得が5,000万円の場合

①総合課税の所得金額	50,000,000	50,000,000
②分離課税の所得金額	1,100,000,000	1,130,000,000
③基準所得金額 (①+②)	1,150,000,000	1,180,000,000
④ (③－3.3億円) × 22.5%	184,500,000	191,250,000
⑤通常の所得税額 (③に係る所得税・復興特別所得税)	186,540,784	191,135,284
⑥ミニマム課税適用による追加の所得税額 (④－⑤) (④－⑤ ≤ 0の場合は特例適用なし)	0	114,716

約11.3億円からミニマム課税の対象になる

【改正後 (令和9年分以降)】

(単位：円)

総合課税がゼロの場合

①総合課税の所得金額	0	0
②分離課税の所得金額	330,000,000	340,000,000
③基準所得金額 (①+②)	330,000,000	340,000,000
④ (③－1.65億円) × 30%	49,500,000	52,500,000
⑤通常の所得税額 (③に係る所得税・復興特別所得税)	50,539,500	52,071,000
⑥ミニマム課税適用による追加の所得税額 (④－⑤) (④－⑤ ≤ 0の場合は特例適用なし)	0	429,000

約3.4億円からミニマム課税の対象になる

バーが2千万円増加

総合課税の所得が5,000万円の場合

①総合課税の所得金額	50,000,000	50,000,000
②分離課税の所得金額	340,000,000	360,000,000
③基準所得金額 (①+②)	390,000,000	410,000,000
④ (③－1.65億円) × 30%	67,500,000	73,500,000
⑤通常の所得税額 (③に係る所得税・復興特別所得税)	70,146,784	73,209,784
⑥ミニマム課税適用による追加の所得税額 (④－⑤) (④－⑤ ≤ 0の場合は特例適用なし)	0	290,216

約3.6億円からミニマム課税の対象になる

つまり…
ミニマム課税に該当する可能性が、より高まった

※追加の所得税額に対して、別途復興特別所得税が発生します。また、所得控除等を考慮していない簡便的な試算のため、実際の検討にあたっては国税庁HPで公表されている「特定の基準所得金額の課税の特例に関する適用判定表兼税額計算書」を使用して計算を行ってください。

3日坊主を防ぐには

今年も半年が過ぎましたが、年始に立てた決意はどこへやら…3日坊主でやめてしまった方も多いのではないのでしょうか。

3日坊主は意志の弱さや根性がないわけではありません。脳は変化を嫌う性質を持っています。脳はエネルギーの消費を抑えようとする傾向があり、新しい習慣を無意識にやめようとしします。繰り返し同じ行動をとることで当たり前のことと感じる「馴化（じゅんか）」という現象が起きれば習慣になります。つまり、3日坊主を防ぐには「習慣化」がポイントです。

習慣化に有効とされるのは、

- ① **小さな一歩から**：2時間勉強するのではなく5分間だけ勉強するなど、現実離れしていない実現化の可能な目標にする
- ② **見える化する**：スマホアプリなどを活用し運動量、心拍数など客観的に数値を計測することで成功体験を積み重ねる

- ③ **仲間を作る**：SNSなどで同じ目標を持つ仲間を見つけて成果を報告、褒めあう
- ④ **つなげる**：すでに習慣化している行動に紐づける。お風呂の後5分間ストレッチをする、スマホを開いたらまず英単語アプリを開くなど、自然にできている行動に新しい行動を組み込む事が重要
- ⑤ **継続する環境を整える**：トレーニングウェアをすぐ着られる場所に置く、教材を目につく場所に置くなど行動を促す環境を作る。逆に、ダイエットならお菓子の棚に手が伸びないよう戸棚に入れるなど、行動を妨げ、誘惑を断ち切る環境を工夫する

心理学者フィリップ・ラリーらによる研究では、習慣化できるまでの平均日数は約66日といわれています。また、1日途切れても習慣化に影響はないことがわかっています。脳は変化より現状維持を好み、繰り返し同じ行動をとることで面倒を当たり前と感じる現象が起きれば、習慣になるといいます。まずは66日間続けてみましょう！

大腸がん

厚生労働省の「人口動態統計」（2024年）によれば、同年の大腸がんによる死亡者数は5万4,416人で、近年患者数が急増しています。元来、大腸がんは欧米人に多い疾患でした。ところが、ここ40年の間に日本では2～3倍に急増したのです。増加の背景は食生活の欧米化です。

がんの発症は、免疫力を高める生活習慣で防げることがわかってきました。毎日、腸の中に何を入れるか、つまり食事が重要なのです。食事に占める超加工食品の割合が増加したことで腸内環境が悪化し、腸内で炎症が起こります。細胞ががん化して固形がんになるには10年以上の時間があり、自分の免疫細胞ががん細胞を死滅させる時間がたっぷりあります。サプリメントが溢れていますが、がんになる確率を下げてくれるのは食材だけのようです。ウコン、ニンニク、クルミ、ブロッコリーは、がんになるリスクを下げる研究結果が発表されています。

寿司予報

日本近海の海水温は過去10年で約1.33度上昇しました。2100年頃にはさらに3度以上も上昇する予測もあります。魚は水温が1度でも上昇すると、生態に大きな影響が出るとされています。京都大学発のスタートアップ「リージョナルフィッシュ株式会社」は、この海水温の上昇が魚に与える影響を「寿司予報」としてWEB上で公開

しています。人気の寿司ネタが将来も入手できるか天気予報方式で表示しており、ネギトロは晴れ（安定）、サーモンは曇り（先行き不透明）、イカは雨（入手困難）予報です。一方、これまで南の島でしか獲れなかった熱帯性の魚が、寿司ネタの主流になるかもしれません。おいしい寿司ネタを残すため、同社では高温耐性品種の改良などユニークな取り組みを行っています。